

## 実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	母子保健衛生対策の充実を図ること
--------------	------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	4	母子保健衛生対策の充実を図ること
施策目標	4-1	母子保健衛生対策の充実を図ること
個別目標1		児童の治療に係る対策を充実すること
		(主な事務事業) ・結核児童療育費負担金 ・未熟児養育費負担金 ・小児慢性特定疾患治療研究
個別目標2		女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること
		(主な事務事業) ・周産期医療対策 ・生涯を通じた女性の健康支援 ・特定不妊治療費助成事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等		
(1) 結核児童の療育、未熟児の養育医療に要する費用及び小児慢性特定疾患に掛かる医療費について必要な補助を行うなど児童に係る施策の推進、		
(2) 救急医療を必要とする未熟児や周産期にある妊婦のうち特に危険度の高い者などに対する高度な医療を提供するための周産期医療体制の充実を図る。また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成や不妊専門相談センター事業に要する費用の一部補助などの施策の推進などの母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。		
2 根拠法令等		
○児童福祉法(昭和22年法律第164号)		
○母子保健法(昭和40年法律第141号)		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局母子保健課	
関係部局・課室	-	

## 2. 現状分析

我が国における急速な少子化、核家族化、女性の社会進出の進行等母と子の健康を取り巻く環境の変化により、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっている。

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 周産期医療ネットワークを整備している都道府県数 (単位:自治体数)	20	24	30	38	39

	(全都道府県に整備／平成19年度)					
2	不妊治療専門相談センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置／平成21年度)	28	36	51	54	56
3	特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置／平成21年度)	—	—	87	98	99
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1～3は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。</li> <li>・指標3の特定不妊治療費助成事業は平成16年度より実施されたため、平成14年度及び平成15年度の数値は未記入。</li> </ul>						
<b>施策目標の評価</b>						
周産期医療ネットワークを整備している都道府県、不妊治療専門相談センターを設置している都道府県等、特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県等が共に増加しており、着実に母子保健衛生対策の充実が進められていると評価できる。						

## 4. 個別目標に関する評価

個別目標1 児童の治療に係る対策を充実すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	結核児童療育給付実人員 (単位:人)(一)	34	54	27	25	集計中
2	未熟児養育医療給付実人員 (単位:人)(一)	25,237	27,024	28,760	28,194	集計中
3	小児慢性特定疾患治療研究事業の 給付対象人員(単位:人)(一)	104,620	103,619	107,706	123,804	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1及び2は、大臣官房統計情報部の「社会福祉行政業務報告」による。</li> <li>・指標3は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。</li> <li>・指標1～3の平成18年の数値は、現在集計中である。</li> </ul>						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
結核児童療育給付実人員、未熟児養育医療給付実人員及び小児慢性特定疾患治療研究事業の給付対象人員はいずれもそのアウトプット指標の多寡によって、その事業の実施が図られるものではないが、いずれの指標についても大きな変動が見られずその事業が適切に実施されていると評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 結核児童療育費						
平成18年度 13百万円(補助割合:[国1/2][都道府県・指定都市・中核市1/2])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(指定都市・中核市)						
概要: 特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ、適切な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い、必要に応じて日用品を支給するものである。						
事務事業名 : 未熟児養育医療費						
平成18年度 2,862百万円(補助割合:[国1/2][都道府県・政令市・特別区1/2])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(都道府県・政令市・特別区)						
概要: 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行うものである。 対象児童は次のとおりで、医師が入院養育を必要と認めたもの。 (1) 出生時体重が2000g以下。 (2) その他生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの。						
事務事業名 : 小児慢性特定疾患治療研究						
平成18年度 11,506百万円(補助割合:[国1/2][都道府県・指定都市・中核市1/2])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(指定都市・中核市)						
概要: 小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分の一部を補助するものである。						

個別目標 2 女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	20	24	30	38	39
周産期医療ネットワークを整備している都道府県数 (単位：自治体数) (全都道府県に整備/平成19年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。					
2	28	36	51	54	56
不妊治療専門相談センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置/平成21年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。					
3	-	-	87	98	98
特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市数 (単位：自治体数) (95都道府県市(全都道府県、指定都市、中核市)で設置/平成21年度まで) ※施策目標に係る指標3と同じ。					
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1～3は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。</li> <li>・指標3の特定不妊治療費助成事業は平成16年度より実施されたため、平成14年度及び平成15年度の数値は未記入。</li> </ul>					
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
<p>1 周産期ネットワークの構築及び不妊専門相談センターの設置については、年々着実に整備がすすめられており、着実に事業が実施され各都道府県に定着していると評価できる。</p> <p>2 不妊への支援を図るための手段として、</p> <p>(1) 不妊専門相談センターの設置は年々着実に整備されており、</p> <p>(2) 不妊治療費の一部助成は、指標で定めた数値を達成し、体外受精及び顕微授精を受けている者の経済的負担の軽減が図られており、有効であると評価できる。</p>					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 周産期医療ネットワーク整備事業(母子保健医療対策等総合支援事業)					
平成18年度 3,628百万円の内数(補助割合:[国1/3][都道府県2/3])					
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: 近年の少子少産化傾向において、救急医療を必要とする未熟児等に対応するため、都道府県において妊婦及び新生児に対する周産期医療についての体制の整備に必要な経費の補助を行う。					
事務事業名 : 総合周産期母子医療センター運営事業(母子保健医療対策等総合支援事業)					
平成18年度 3,628百万円の内数(補助割合:[国1/3][都道府県2/3])					
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: 周産期にある妊婦のうち、特に危険度の高い者を対象として、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行うため、総合周産期母子医療センターに対し、運営費を補助することにより、センターの運営の安定化を図り、時代の技術水準に応じた医療を					

提供する。	
事務事業名	生涯を通じた女性の健康支援事業（母子保健医療対策等総合支援事業）
平成18年度 予算額	3,628百万円の内数（補助割合：[国1/2][都道府県・指定都市・中核市 1/2]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（指定都市、中核市）
概要： リプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。 ①健康教育事業 ②女性健康支援センター事業 ③不妊専門相談センター事業	
事務事業名	特定不妊治療費助成事業（母子保健医療対策等総合支援事業）
平成18年度 予算額	3,628百万円の内数（補助割合：[国1/2][都道府県・指定都市・中核市 1/2]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（指定都市、中核市）
概要： 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
  - i 組織体制の見直しの検討
  - ii 予算の見直しの検討
  - iii 事務事業の新設の検討
  - iv その他 ( )
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）  
「健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において「小児医療・産科医療両者の連携・協力の下に、地域における周産期医療体制の整備を図るとともに、NICU（新生児集中治療室）の確保と、その長期入院患者の後方支援施設も含めた支援体制の構築に努めること」とされている。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況  
なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。
- ④会計検査院による指摘  
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし。